

犬山市環境基本条例〔抜粋〕

(審議会の設置)

第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関する基
本的なことを調査審議するため、審議会を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、市の良好な環境を保つために必要なことを調査審議します。

3 審議会は、市が行う施策のうち環境の保全等を図るために重要な事項について必要があるとき
は、市長その他の関係行政機関に助言や勧告をすることができます。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 20 人以内で組織します。

2 委員は、次のうちから市長が任命します。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市内の事業所や団体を代表する人
- (3) 学識経験を有する人
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民の代表者
- (6) その他市長が必要と認める人

3 委員の任期は 2 年とし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間としま
す。ただし、再任を妨げません。

(会議)

第 28 条 審議会の会議（以下この条において「会議」といいます。）は、会長が招集し、会議の議
長になります。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集します。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定によります。

4 審議会は、議事に必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞く
ことができます。

5 審議会は、必要に応じて部会を置くことができます。

6 審議会は、専門的事項について審議する必要があるときは、別に調査研究を行う組織を置くこ
とができます。

犬山市環境基本条例施行規則〔抜粋〕

(会長と副会長)

第 7 条 審議会に、会長 1 名と副会長 2 名を置き、委員の互選でこれを定めます。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職
務を代理します。

(代表者会)

第 8 条 審議会に、代表者会を置き、必要に応じて会長が招集します。

2 代表者会は、会長と副会長、条例第 28 条第 5 項による部会の代表者によって構成します。

3 代表者会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議します。

- (1) 審議会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 条例第 28 条第 6 項による組織に対して依頼する調査研究の内容と方法に関するこ
と。
- (3) その他審議会の運営に関し、会長が必要と認める事項に関するこ
と。

4 前項により審議した内容については、会議の開催以後の最初の審議会に報告しなければなりま
せん。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、経済環境部環境課で行います。